

令和5年佐久市議会第2回定例会提出予定議案

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
5 6	佐久市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務部長	1
5 7	佐久市税条例の一部を改正する条例の制定について	総務部長	2
5 8	佐久市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	市民健康部長	3
5 9	佐久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	福祉部長	4
6 0	佐久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	福祉部長	5
6 1	市道の路線認定について	建設部長	6 ↓ 11
6 2	市道の路線変更について	建設部長	12 ↓ 13
6 3	令和5年度河川等土砂搬出場整備事業瀬戸土砂搬出場内整備工事請負契約について	建設部長	14 ↓ 17
6 4	訴訟上の和解について	建設部長	18
6 5	旧佐久市立青沼小学校跡地の処分について	学校教育部長	19 ↓ 26
6 6	令和5年度佐久市一般会計補正予算（第3号）について	総務部長	27 ↓ 33
6 7	令和5年度佐久市障害者支援施設臼田学園特別会計補正予算（第1号）について	福祉部長	34

条 例 案	5 件
事 件 案	5 件
予 算 案	2 件
計	12 件

第56号

佐久市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

これは、佐久市土地開発公社が令和4年12月14日付けで解散し、清算事務が完了するため、同公社へ派遣することができる規定を削ろうとするものであります。

佐久市税条例の一部を改正する条例の制定について

これは、令和5年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、三輪の特定小型原動機付自転車の種別割区分の見直し、森林環境税の導入に伴う徵収方法等の規定の整備及び給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化を行うほか、所要の改正を行おうとするものであります。

佐久市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

これは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、移動端末設備に個人番号カードの利用者証明書が搭載可能となったことに伴い、多機能端末機による印鑑登録証明の申請に関する規定の整備を行おうとするものであります。

佐久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

これは、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等
に関する省令の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

佐久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

これは、国の放課後児童健全育成事業実施要綱の改正に伴い、放課後児童
支援員の要件に、業務に従事してから2年以内に研修修了予定の者を含める
ほか、所要の改正を行おうとするものであります。

市道の路線認定について

これは、市道を路線認定しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

○ 市道11-87号線

位置図1

この路線は、宅地分譲のための開発に伴い築造され、市道認定基準に適合している道路であります。

○ 市道1-263号線

位置図2

この路線は、宅地分譲のための開発に伴い築造され、市道認定基準に適合している道路であります。

○ 市道16-83号線

位置図3

この路線は、宅地分譲のための開発に伴い築造され、市道認定基準に適合している道路であります。

○ 市道7-115号線

位置図4

この路線は、宅地分譲のための開発に伴い築造され、市道認定基準に適合している道路であります。

○ 市道2-527号線

位置図5

この路線は、高速関連事業における市単道水路新設改良事業に伴い築造され、市道認定基準に適合している道路であります。

位置図 1

根々井

位置図1

根々井

至 平塚

至 佐久中佐都インターチェンジ

道幅適用限界

至 佐久南インターチェンジ

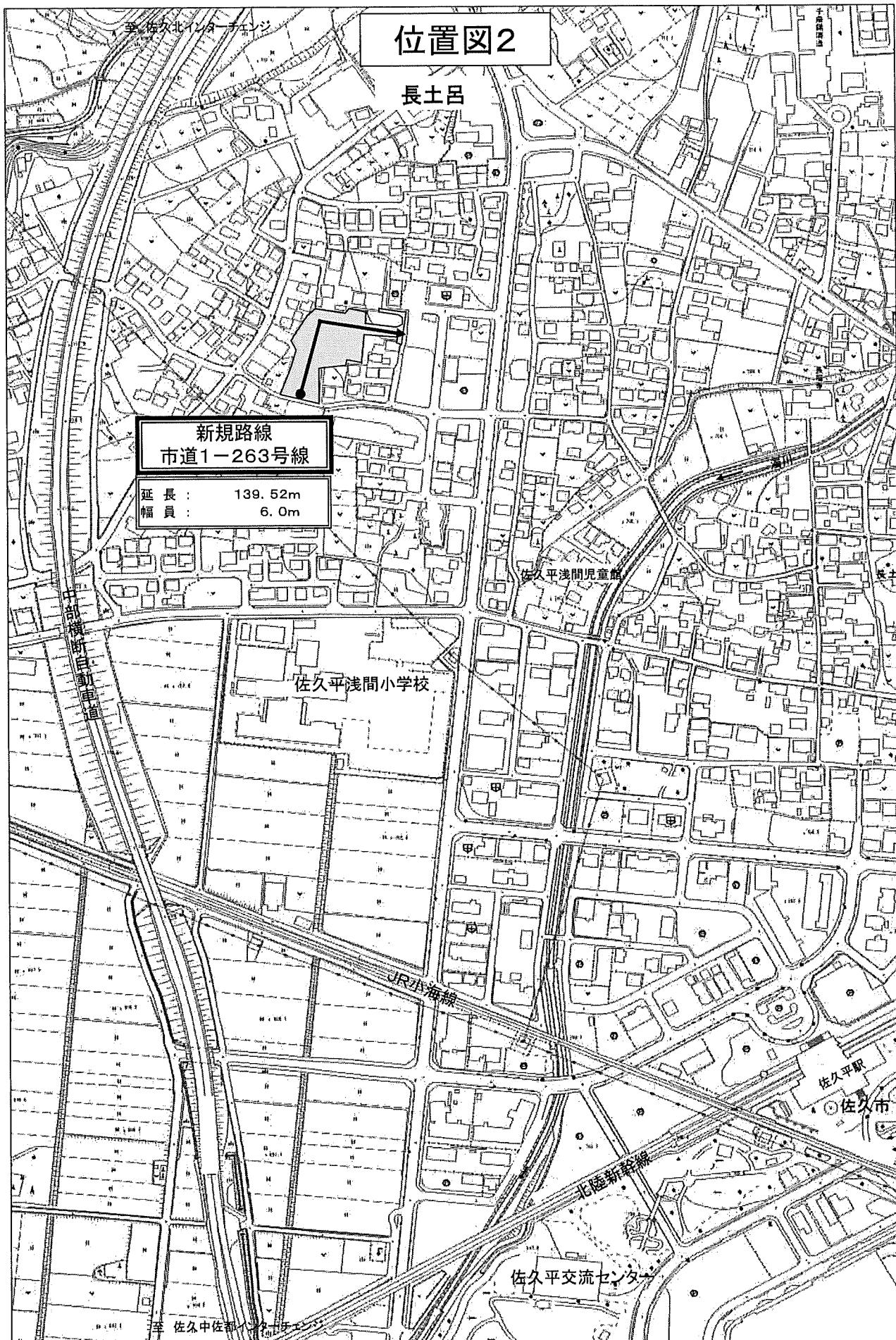
根々井

根々井公会場

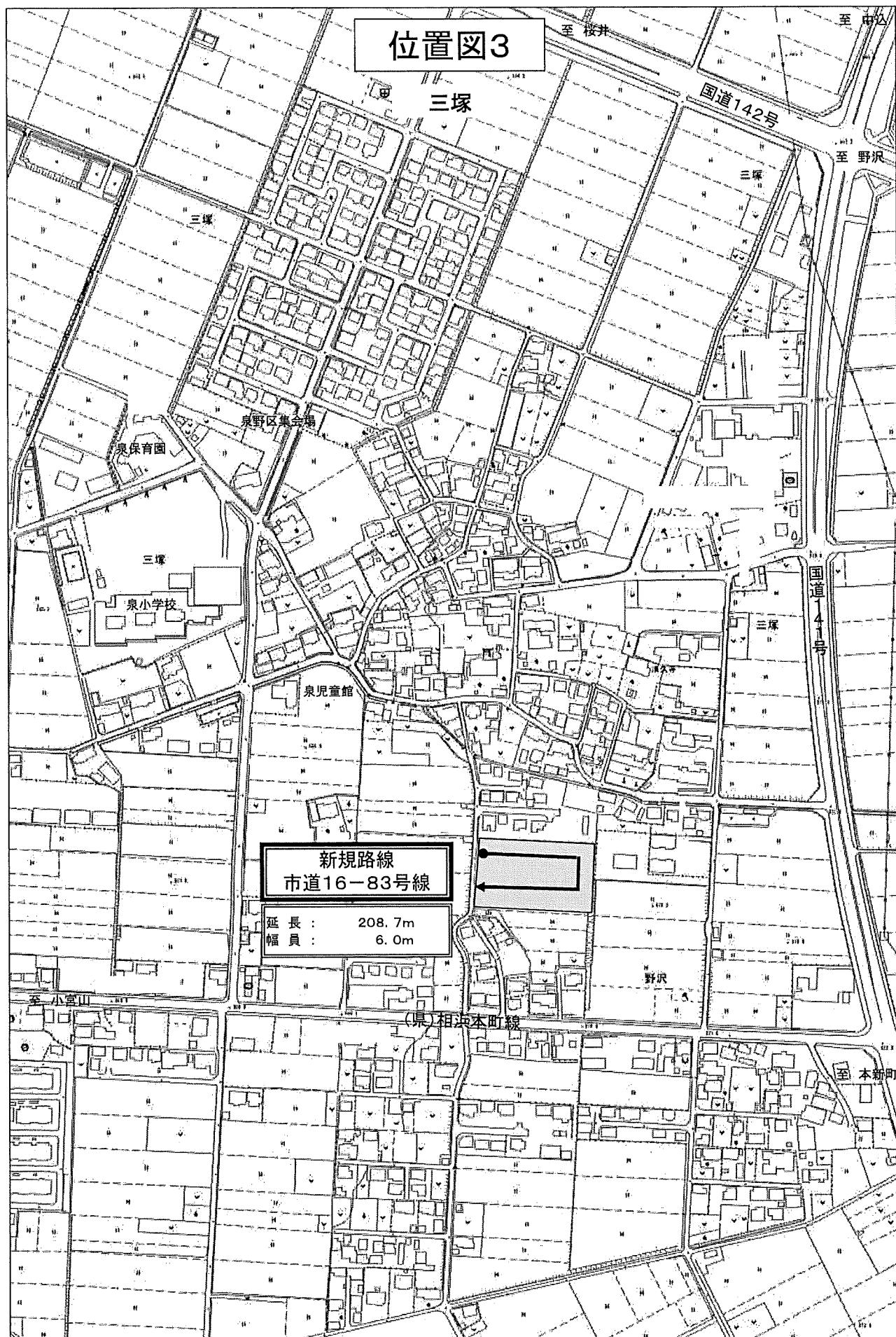
湯川

新規路線
市道11-87号線

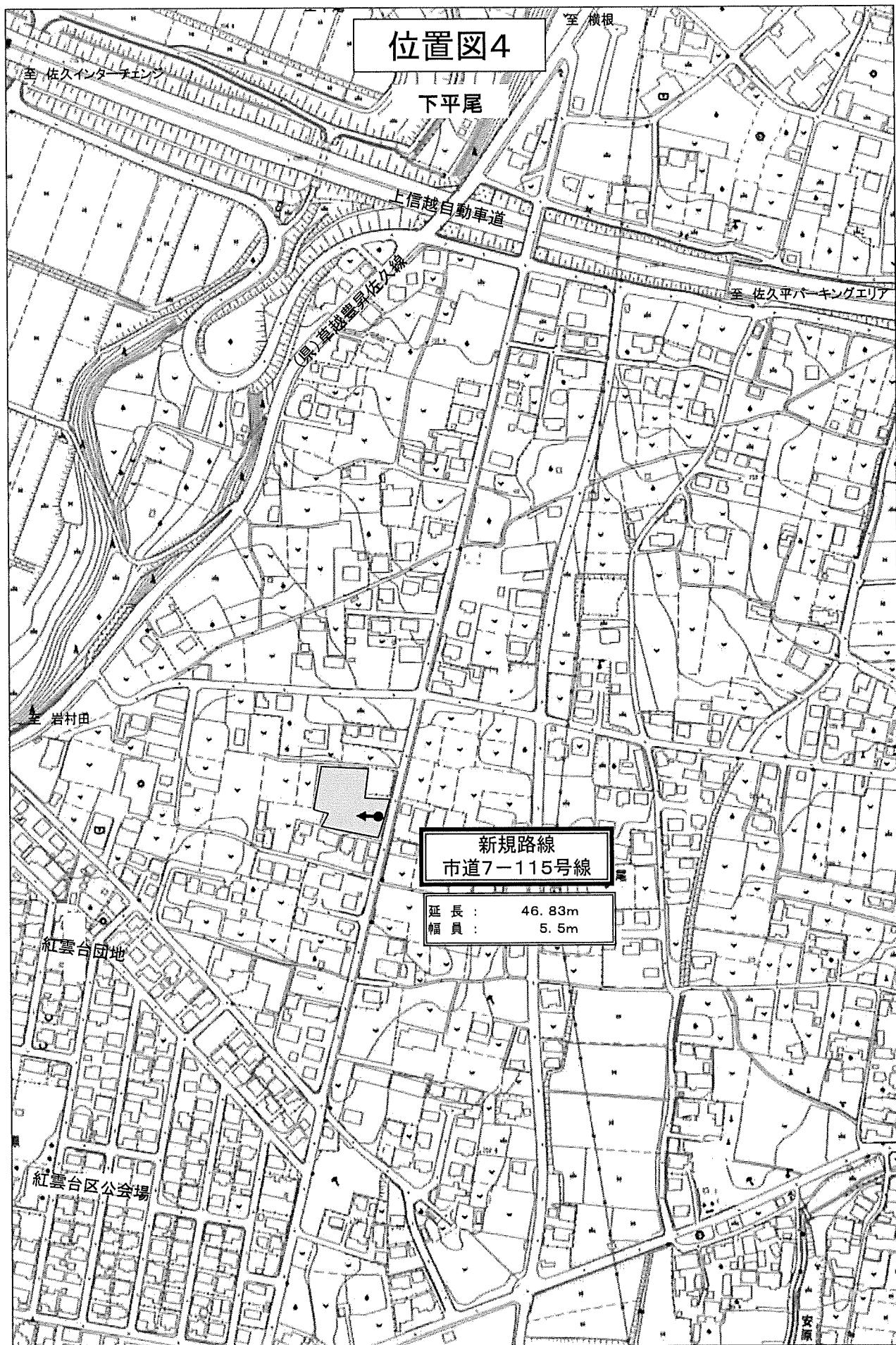
延長 : 35.58m
幅員 : 5.0m

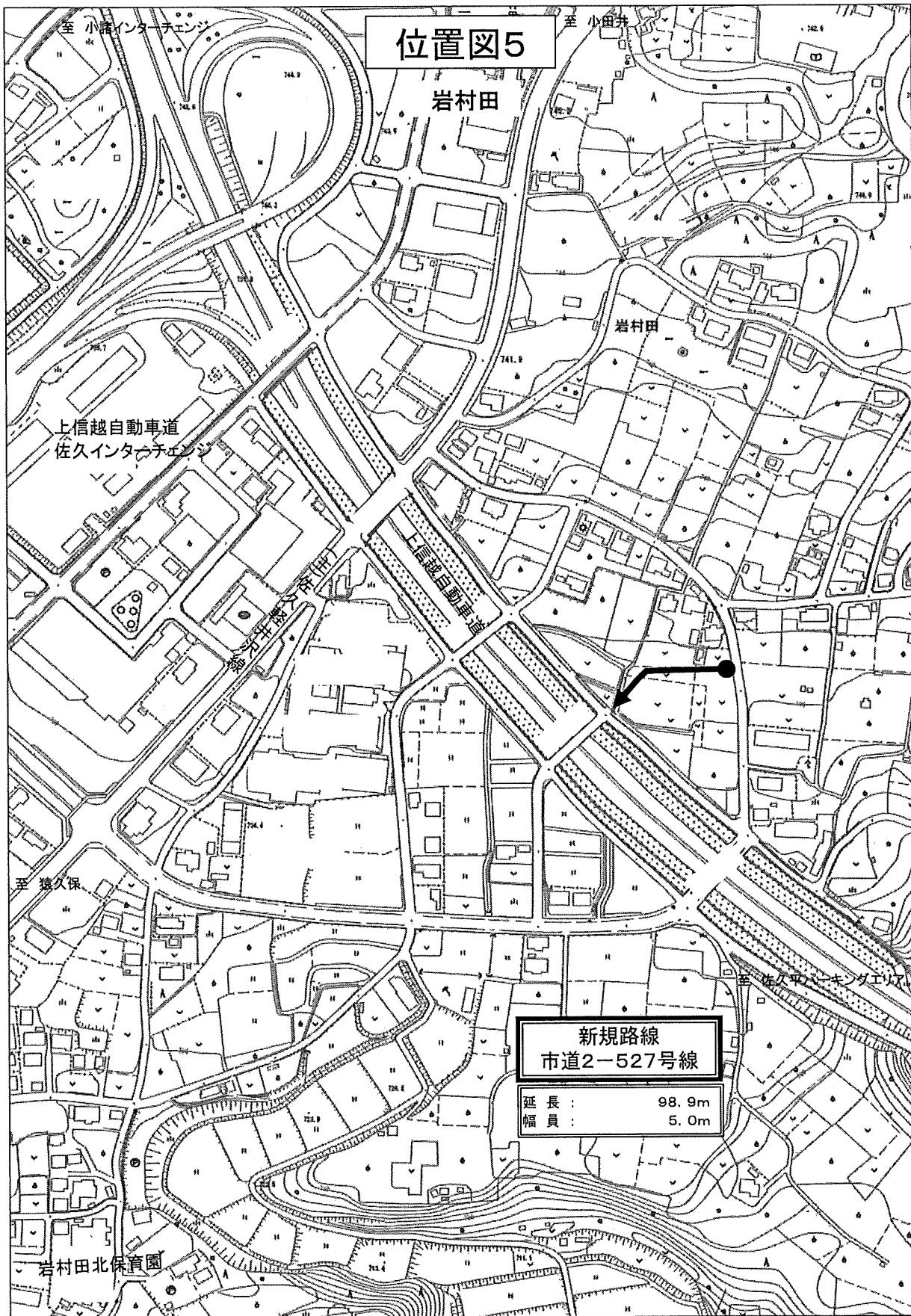


位置図3



位置図4





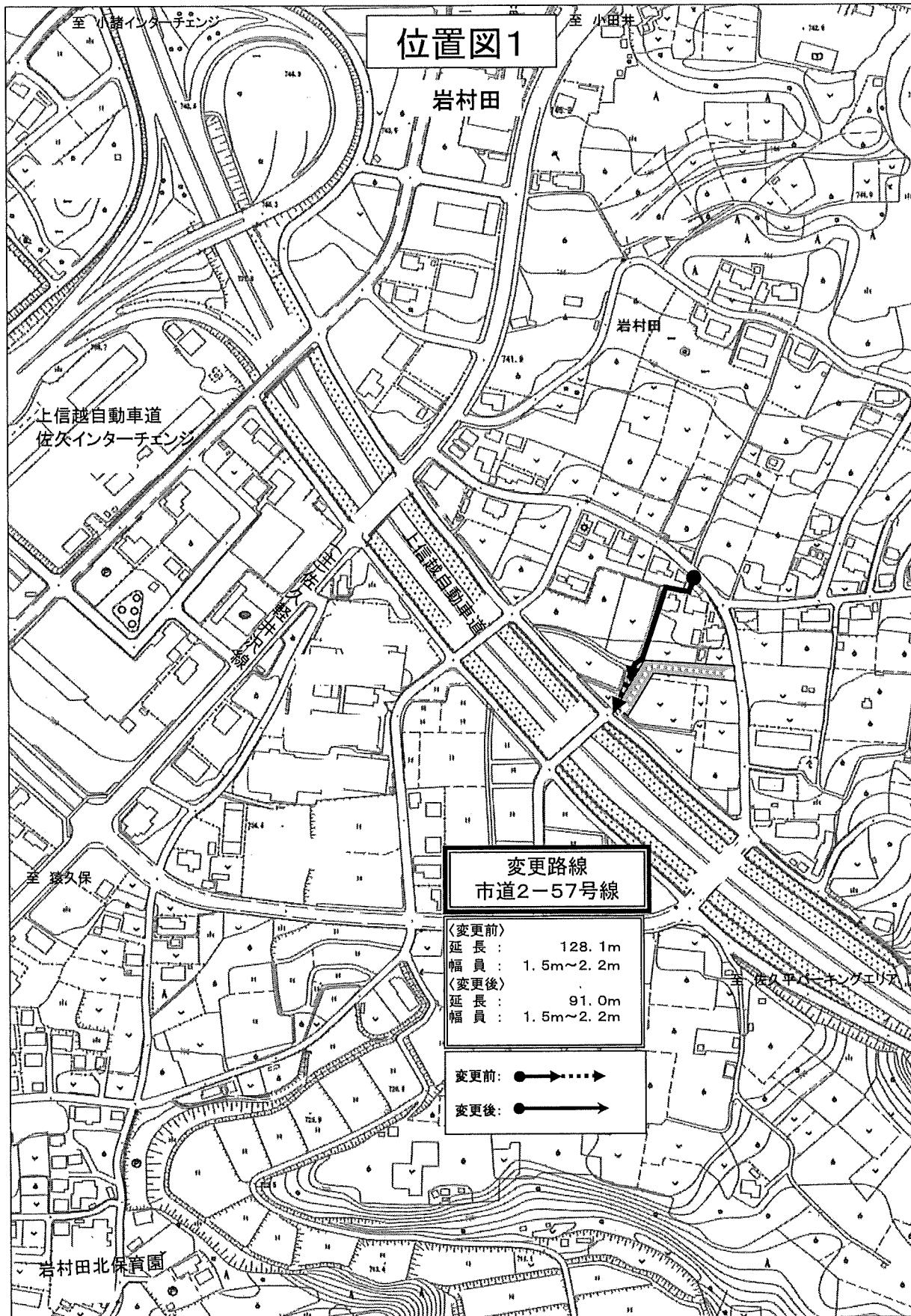
第62号

市道の路線変更について

これは、市道を路線変更しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

○ 市道2-57号線 位置図1

この路線は、市単道水路新設改良事業に伴い築造された道路により、終点が変更となるため路線変更するものであります。



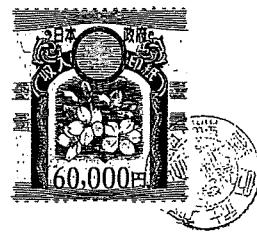
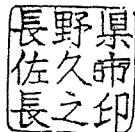
令和5年度河川等土砂搬出場整備事業瀬戸土砂搬出場
場内整備工事請負契約について

これは、河川等土砂搬出場整備事業の瀬戸土砂搬出場整備に当たり、場内整備工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、災害防止のため、河川の浚渫により搬出される土砂を搬出場内に盛土するとともに、下流域の安全を図るため、雨水処理の調整池等を整備するものであります。

この工事につきましては、本年5月2日の12業者による事後審査型一般競争入札（総合評価落札方式）の結果、1億6,273万4,000円で佐久市臼田80番地の株式会社堀内組（代表取締役 堀内 文雄 氏）に決定いたしました。

様式第15号（第21条関係）



建設工事請負仮契約書



1 工事名 令和5年度 河川等土砂搬出場整備事業 瀬戸土砂搬出場 場内整備工事

2 工事場所 佐久市 瀬戸 東明寺 地区

3 工期 令和5年 月佐久市議会議決の日から
令和6年 3月 15日まで

4 請負代金額 162,734,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 14,794,000 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10／110を乗じて得た額である。

〔()の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。〕

5 契約保証金 16,273,400 円

6 調停人

7 発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については設計図書に定めるとおり

8 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

9 住宅建設瑕疵担保責任保険 別紙のとおり

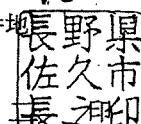
上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結するものとする。

なお、佐久市議会の議決（佐久市長の専決処分を含む。）があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

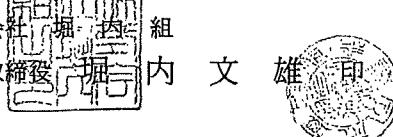
令和5年5月18日

発注者 住所 長野県佐久市中込3056番地
佐久市
氏名 佐久市長 柳田清

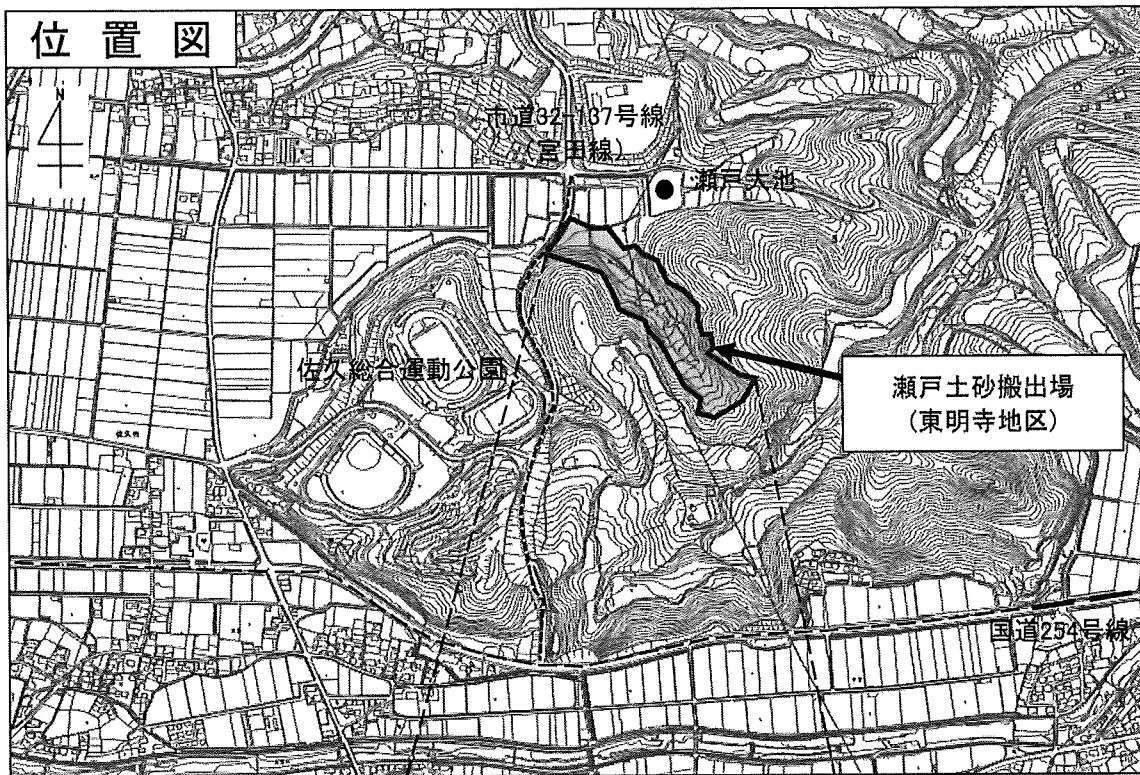


受注者 住所 長野県佐久市白田80

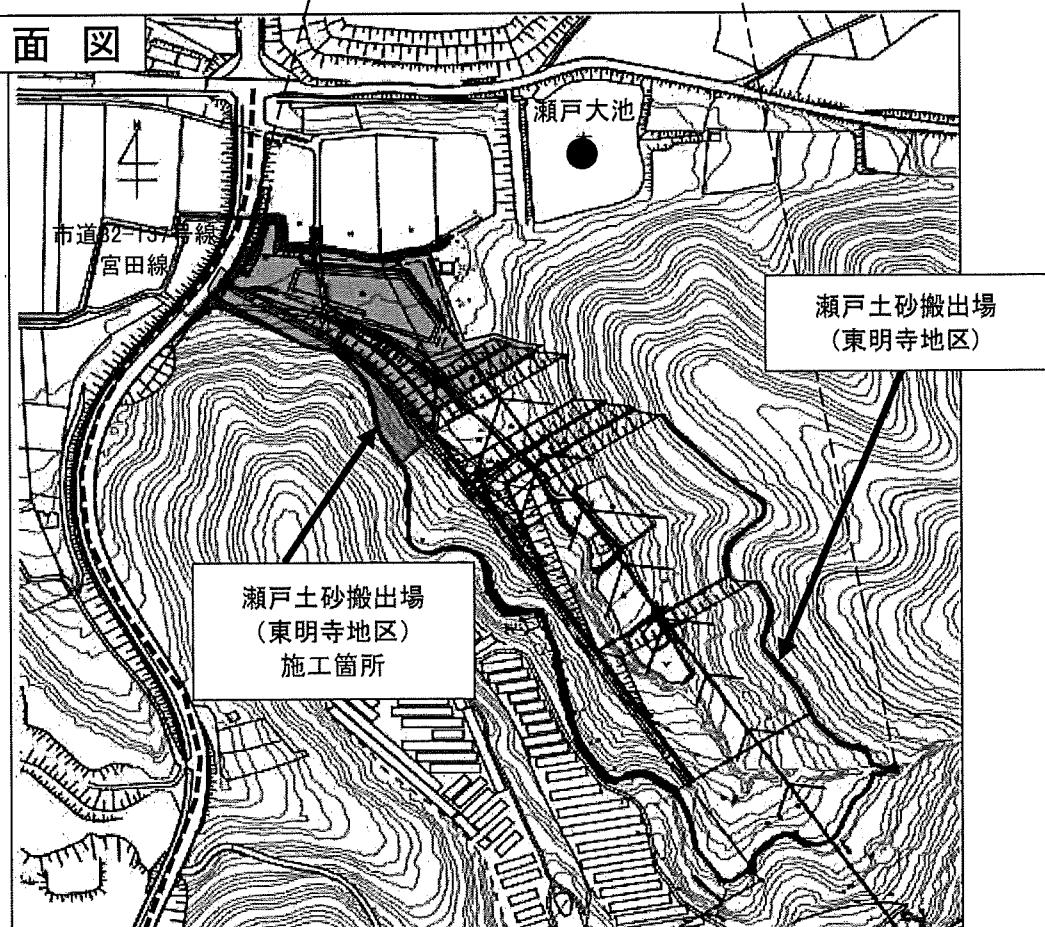
株式会社 堀内組
氏名 代表取締役 堀内文雄



位置図



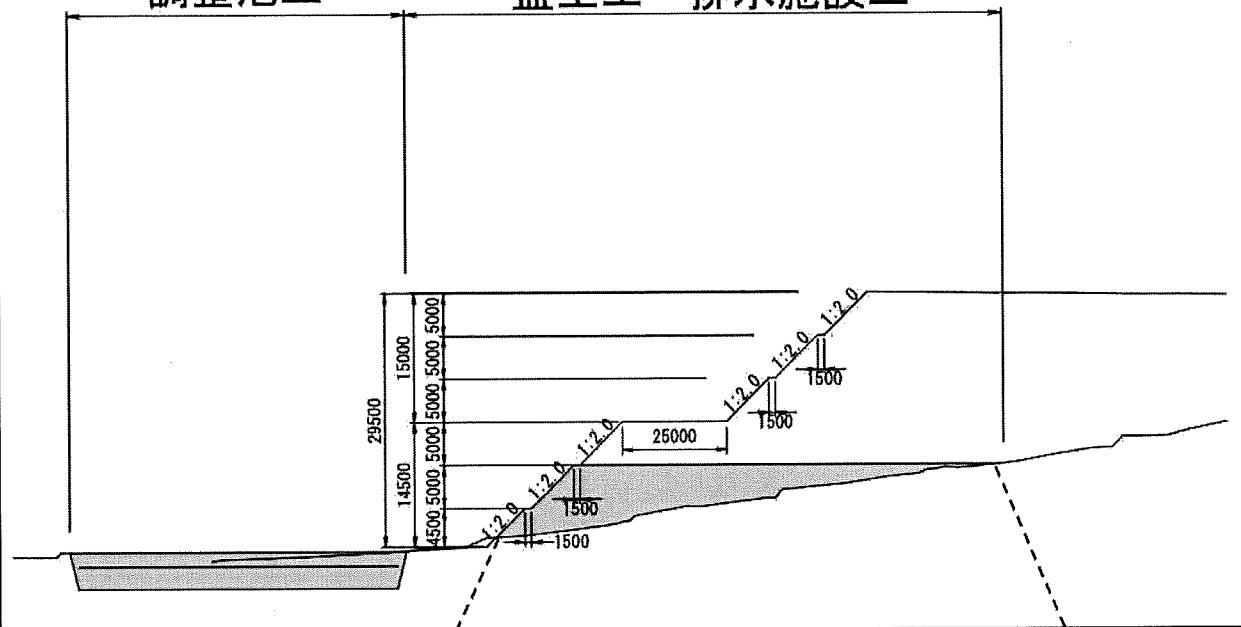
平面図



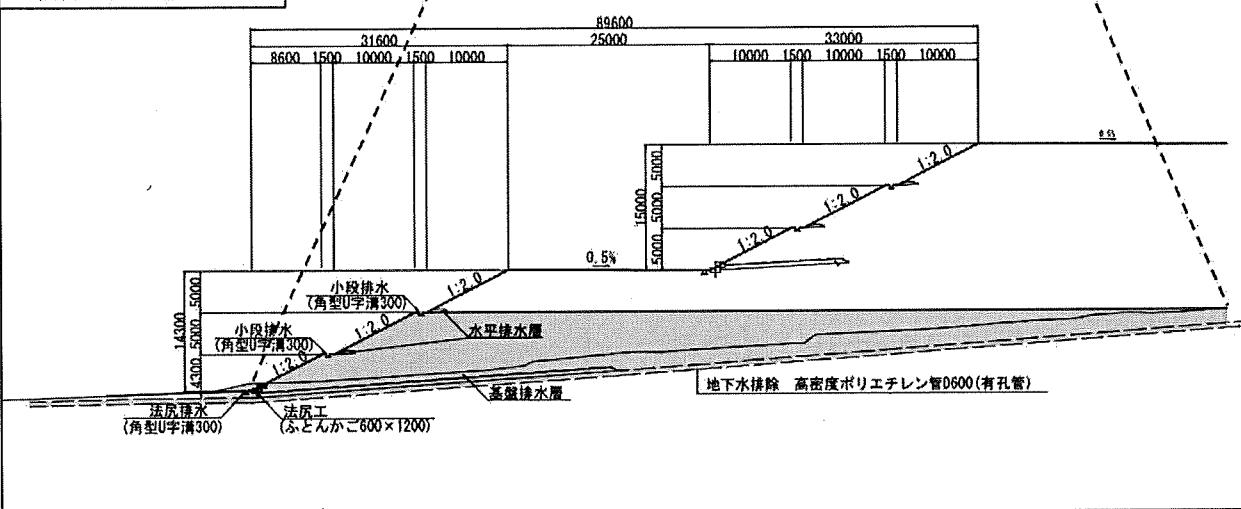
側面図

調整池工

盛土工・排水施設工

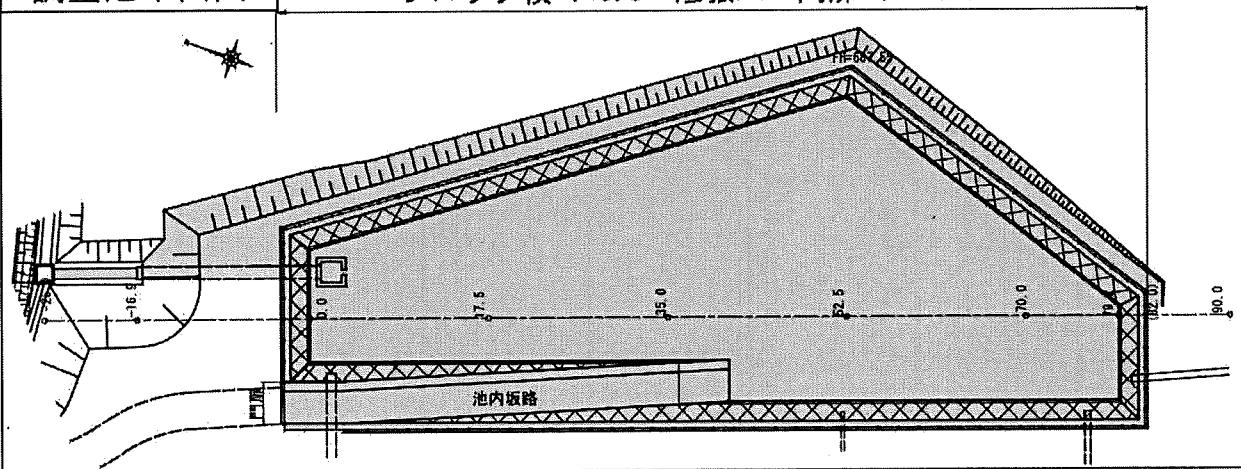


側面図(拡大)



調整池平面圖

ブロック積 1:0.5 底張工 門扉+フェンス



訴訟上の和解について

これは、令和4年佐久市議会第4回定例会において、議案第110号として議決を経た訴えの提起について、被告のうち乙が、滞納している市営住宅家賃等の支払義務を承認し、分割して前向きに支払う意思を示したことから、相手方と和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

旧佐久市立青沼小学校跡地の処分について

これは、旧佐久市立青沼小学校跡地を、学校法人西軽井沢学園（理事長 奥田 健次 氏）に売却することについて、議会の議決を求めるものであります。

本件に係る土地は、佐久市入沢字下塚田152番1ほか30筆で、地積は16,053.63平方メートル、売却価格は2,075万円であります。



市有財産売買仮契約書

売主 佐久市（以下「甲」という。）と買主 学校法人 西軽井沢学園（以下「乙」という。）とは、下記条項により、市有財産の売買に関する契約を締結する。

なお、この契約は、佐久市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年佐久市条例第52号）の規定に基づき佐久市議会の議決を経るものとし、当該議案が可決されたとき、この仮契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなす。ただし、当該議案が否決されたときは、この契約は無効となり、甲は一切の責任を負わないものとする。



記

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有に係る別表第1に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買い受けるものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金20,750,000円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約の成立日（議会において当該議案が可決された日）の翌日までに、契約保証金として金2,075,000円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当するものとする。

（売買代金の支払方法等）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金の額を除いた

金18,675,000円を、甲の発行する納入通知書により令和5年12月31日までに甲に納付しなければならない。

（所有権移転及び登記の嘱託）

第6条 売買物件の所有権は、乙が第3条に定める売買代金の全額を納付したとき、乙に移転するものとする。

2 所有権移転登記手続に要する費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、売買物件を前条に定める所有権移転時に乙に引き渡すものとする。

2 甲は、売買物件に係る甲が所有する建築図面等（現存するものに限る）のうち、乙が提供を求めるものの写しを、本契約の成立（議会において当該議案が可決されたとき）後直ちに乙に引き渡すものとする。

（容認事項）

第8条 甲は、売買物件について、次の各号の事項を考慮した上で売買代金を設定するものとする。

（1）売買物件の建物にアスベストが含有されていること。

（2）売買物件の土地の校庭西部に、解体された旧体育館の基礎が地下埋設物として残置されていること。

2 乙は、前項に定める事項を容認した上で売買物件を買い受け、本契約締結後、前項に定める事項について、履行の追完請求、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求、又は契約の解除等の異議申し立てを行わないものとする。

(契約不適合責任)

第 9 条 乙は、本契約締結後、売買物件に種類、品質、数量に関して本契約の内容に適合しない状態を発見しても、履行の追完請求、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求、又は契約の解除をすることができないものとする。

(用途指定)

第 10 条 甲は、売買物件について、次条から第 15 条までに定めるところにより、乙と用途指定の特約をする。

(指定用途)

第 11 条 乙は、売買物件を学校としての用途（以下「指定用途」という。）に従って自ら使用しなければならない。

2 乙は、売買物件の一部において、学校運営に付随して設置が必要な学童保育、放課後等デイサービスその他の児童の預かりに関する事業、児童発達支援センター等の福祉事業、及び、学校教育相談事業、教育研修事業、福祉に貢献する体験型イベント事業、地域向けのカフェテリア設置その他児童（乙が運営する小学校に通学する児童に限らない）、保護者及び地域にとって有益となる事業を行うことができる。

(指定期日)

第 12 条 乙は、長野県知事の認可を得た上で、長野県知事に提出した申請書に基づく学校を令和 6 年 4 月 1 日（以下「指定期日」という。）までに、設置しなければならない。

2 乙は、やむを得ず指定期日までに前項に定める学校を設置できないときは、その理由及び新たな期限を書面により甲に申し出て、指定期日までに甲の承諾を得なければならぬ。

3 乙は、前項に定める承諾を得られたときは、新たな期限までに学校を設置しなければならない。

(指定期間)

第 13 条 乙は、売買物件を本契約締結後 10 年間（以下「指定期間」という。）指定用途に従って自ら使用しなければならない。

(権利の設定及び譲渡等の禁止)

第 14 条 乙は、売買物件について、指定期間満了の日まで、甲の事前の書面による承諾なしに第三者に対して抵当権、質権、地上権、賃借権その他一切の権利の設定をし、又は売買、贈与等により所有権の移転をしてはならない。

(用途の制限)

第 15 条 乙は、売買物件を次の各号に定める用途に供してはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所、その他公の秩序又は善良な風俗に反する目的、その他社会通念上不適切と認められる用途。

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員に関わる用途。

(実地調査等)

第 16 条 甲は、第 10 条に定める用途指定の特約の履行を確認するため必要があると認めるとときは、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地調査をすることができる。

- 2 前項の場合、乙は、正当な理由なく、報告若しくは資料の提出を怠ったり、又は実地調査を拒み若しくは妨げてはならない。
- 3 甲は、第 1 項に基づく報告若しくは資料の提出を求め、又は実地調査をする際には、乙による教育の自由を尊重し、その方法、時期等について配慮するよう努めるものとする。

(違約金)

第 17 条 乙は、第 10 条に定める用途指定の特約に違反したときは、第 3 条に定める売買代金の 1 割に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。ただし、乙の責めに帰すべき事由によるものでないときは、その限りではない。

- 2 前項に定める違約金は、違約罰であって第 22 条に定める損害賠償額の予定ではない。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、乙が第 10 条に定める用途指定の特約に定める義務を履行しないときは、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。ただし、乙の責めに帰すべき事由によるものでないときは、その限りではない。

(買戻しの特約及び登記とその抹消)

第 19 条 甲は、乙が第 10 条に定める用途指定の特約に違反したときは、乙の責めに帰すべき事由によるものであると否とにかかわらず、売買物件の買戻しをすることができる。

- 2 前項の期間は、本契約締結後 10 年間とする。
- 3 乙は、前 2 項に定める買戻しの特約について、登記することを承諾するものとし、当該登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。
- 4 甲は、第 2 項に定める買戻し期間が満了したときは、乙の請求により買戻権の登記の抹消を行わなければならない。
- 5 前項に定める登記手続に要する費用は、乙の負担とする。

(原状回復義務)

第 20 条 乙は、甲が第 18 条に定める解除権を行使したとき、又は前条に定める買戻権を行使したときは、甲の指定する期限までに、売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、売買物件を原状に回復させることが適当でないと甲が認めるときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項ただし書きの場合において売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として、買戻権行使した場合においては買戻権行使時の、又は解除権行使した場合においては契約解除時の時価により、滅失又は毀損による損害額に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、損害額に相当する金額を支払うことが適当でないと甲が認めるときは、その限りではない。
- 3 乙は、第 1 項により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期限までに所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(返還金等)

第 21 条 甲は、第 18 条に定める解除権を行使したとき、又は第 19 条に定める買戻権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還するものとする。

- 2 前項の返還金には、利息を付けないものとする。
- 3 甲は、第 18 条に定める解除権を行使したとき、又は第 19 条に定める買戻権を行使したときは、乙が負担した契約の費用を返還しない。

4 甲は、第18条に定める解除権を行使したとき、又は第19条に定める買戻権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要経費その他一切の費用を返還しない。

(損害賠償)

第22条 甲又は乙は、本契約に違反して相手方から損害を受けたときは、その賠償を相手方に請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第23条 甲又は乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ないで、本契約に基づく相手方に対する権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(契約の費用)

第24条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(関係者への配慮)

第25条 売買物件の引渡し後について、乙は、十分な注意をもって売買物件を管理し、地域住民その他第三者との紛争が生じないよう留意するとともに、万一紛争が生じた場合には、全て乙の負担と責任において解決しなければならない。

2 乙は、地域住民、地元関係団体からの要望に対し、誠意をもって協議に応じなければならぬ。

(学校の継続)

第26条 乙は、指定期間満了の日後も引き続き、売買物件を指定用途に従って自ら使用するよう努めなければならない。

(疑義の決定)

第27条 本契約に関する疑義のあるときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(裁判の管轄)

第28条 本契約に関する訴訟は、佐久市役所所在地を管轄する長野地方裁判所佐久支部に提訴するものとする。

本契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年5月23日

甲 売主 住 所 長野県佐久市中込305
佐久市
氏 名 佐久市長 柳田 清 

乙 買主 住 所 長野県北佐久郡御代田町大字塩野
3180番地558
学校法人西軽井沢学園
氏 名 理事長 奥田 健次 

別表第1

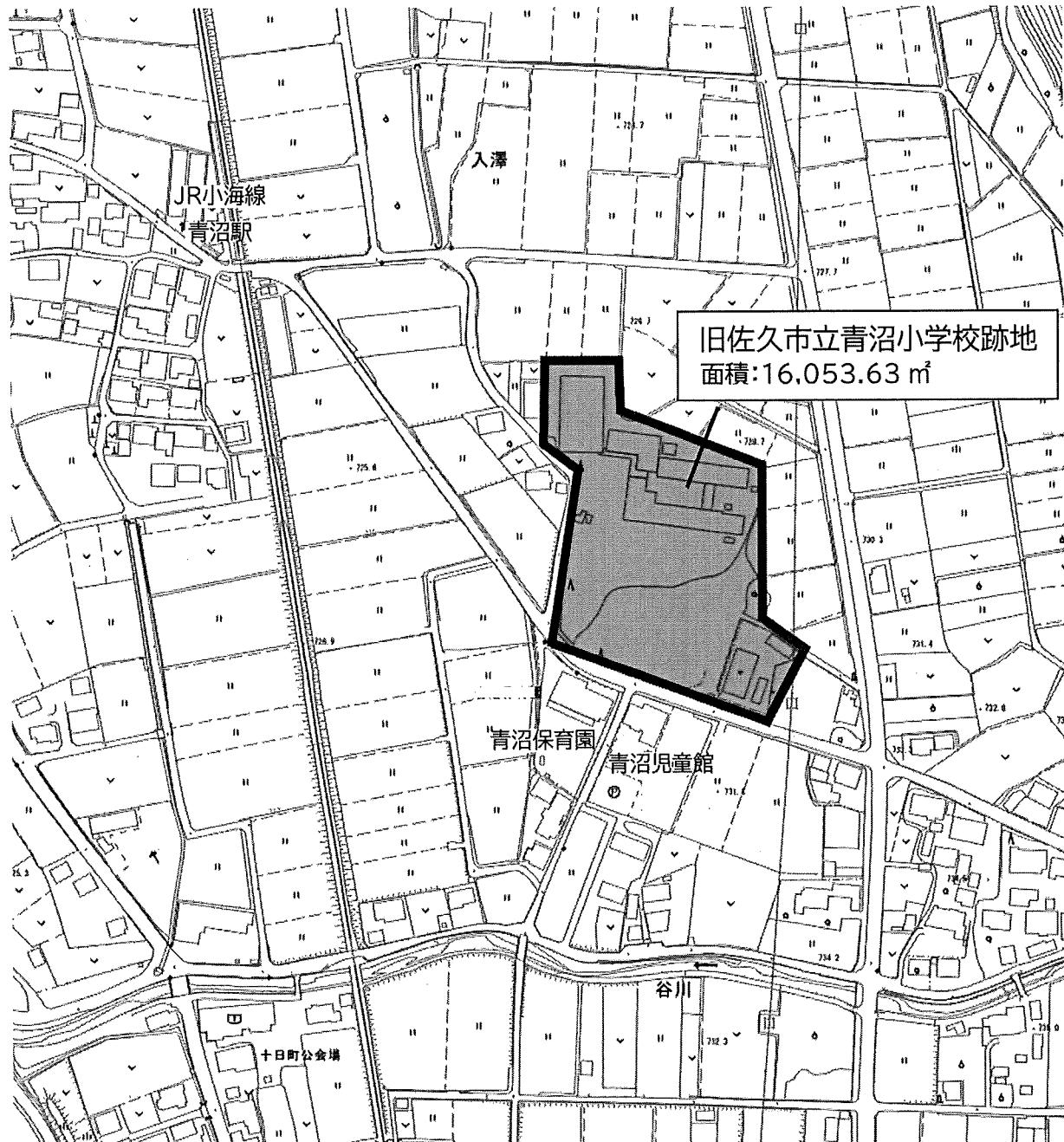
土地

所 在 地	字	地番	地目	地積 (m ²)	摘 要
佐久市入沢	大橋場	135 番 1	学校用地	222	
	大橋場	135 番 2	学校用地	489	
	大橋場	136 番 3	学校用地	192	
	大橋場	137 番 2	学校用地	134	
	大橋場	137 番 5	学校用地	19	
	下塚田	147 番 1	学校用地	51	
	下塚田	147 番 2	学校用地	403	
	下塚田	147 番 7	学校用地	47	
	下塚田	149 番 1	学校用地	158	
	下塚田	149 番 2	学校用地	14	
	下塚田	152 番 1	学校用地	3609	
	下塚田	152 番 2	学校用地	1185	
	下塚田	152 番 3	公衆用道路	331	
	下塚田	152 番 8	用悪水路	15	
	下塚田	152 番 9	用悪水路	38	
	下塚田	152 番 11	学校用地	3.19	
	下塚田	152 番 12	学校用地	15	
	下塚田	152 番 14	学校用地	2.10	
	北畠	226 番 1	学校用地	8203	
	北畠	226 番 4	学校用地	66	
	北畠	226 番 7	学校用地	37	
	北畠	226 番 8	学校用地	57	
	北畠	229 番 3	用悪水路	16	
	北畠	233 番 3	学校用地	477	
	北畠	233 番 5	学校用地	98	
	北畠	233 番 6	学校用地	57	
	北畠	239 番 6	用悪水路	53	
	北畠	240 番 3	学校用地	25	
	北畠	240 番 5	学校用地	23	
	北畠	240 番 6	学校用地	0.34	
	北畠	240 番 7	学校用地	14	
計				16053.63	

建物

建物		構造	床面積 (m ²)	建築年月	摘要
校舎棟	教室棟	RC2	1310	S52. 3	
校舎棟	昇降口	RC2	239	S52. 3	
校舎棟	教室棟	RC1	460	S53. 3	
校舎棟	渡り廊下	S1	41	S53. 3	
校舎棟	教室棟	RC1	452	H8. 10	
屋内運動場		RC2	923	S59. 12	
付属建物	倉庫	S1	10	S62. 3	
付属建物	便所	S1	13	S62. 3	
付属建物	粘土小屋	S1	29	S61. 12	
付属建物	プール付属棟	R1	63. 9	H15. 3	

位 置 図



令和5年度一般会計補正予算（案）

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

議案番号	会計名	補正号数	補正前の額	補正額	計	補正内容
第66号	一般会計	第3号	48,211,430	908,932	49,120,362	別紙のとおり

令和5年度一般会計歳入歳出補正予算（第3号）（案）

事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	構成比(%)
1 市 稅	11,800,000		11,800,000	24.0
2 地 方 譲 与 税	485,000		485,000	1.0
3 利 子 割 交 付 金	3,000		3,000	0.0
4 配 当 割 交 付 金	40,000		40,000	0.1
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	27,000		27,000	0.1
6 法 人 事 業 税 交 付 金	100,000		100,000	0.2
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,200,000		2,200,000	4.5
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	18,000		18,000	0.0
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000		20,000	0.0
10 地 方 特 例 交 付 金	50,000		50,000	0.1
11 地 方 交 付 税	11,337,916	18,562	11,356,478	23.1
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000		12,000	0.0
13 分 担 金 及 び 負 担 金	361,021		361,021	0.7
14 使 用 料 及 び 手 数 料	422,744		422,744	0.9
15 国 庫 支 出 金	6,249,990	519,479	6,769,469	13.8
16 県 支 出 金	2,684,113	39,330	2,723,443	5.5
17 財 産 収 入	73,299		73,299	0.2
18 寄 附 金	690,002	4,333	694,335	1.4
19 繰 入 金	5,299,503	△ 195,775	5,103,728	10.4
20 繰 越 金	420,000		420,000	0.9
21 諸 収 入	2,656,042	411,703	3,067,745	6.2
22 市 債	3,261,800	111,300	3,373,100	6.9
歳 入 合 計	48,211,430	908,932	49,120,362	100.0

令和5年度一般会計歳入歳出補正予算（第3号）（案）
事項別明細書

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			構成比(%)	
				特定財源		一般財源		
				国・県支出金	地方債			
1 議会費	275,254		275,254				0.6	
2 総務費	4,258,275	23,806	4,282,081	34,175		1,400	△ 11,769	
3 民生費	16,845,063	14,395	16,859,458	9,778		14,049	△ 9,432	
4 衛生費	4,623,921	4,950	4,628,871	8,488		690	△ 4,228	
5 労働費	74,185		74,185				0.1	
6 農林水産業費	1,348,010	86,239	1,434,249	30,533	21,800		33,906	
7 商工費	2,984,309	383,725	3,368,034	337,666		4,000	42,059	
8 土木費	5,418,391	114,900	5,533,291	23,620	83,100	1	8,179	
9 消防費	1,070,986	0	1,070,986	4,391			△ 4,391	
10 教育費	5,763,889	280,917	6,044,806	110,158	6,400	10,055	154,304	
11 災害復旧費	58,420		58,420				0.1	
12 公債費	5,460,727		5,460,727				11.1	
13 予備費	30,000		30,000				0.1	
歳出合計	48,211,430	908,932	49,120,362	558,809	111,300	30,195	208,628	
							100.0	

令和5年度一般会計補正予算（第3号）（案）

主な補正内容

(単位：千円)

款	補正内容	補正額	説明
○総務費	総務一般事務費	1,400	自治総合センター助成金の採択に伴うコミュニティ助成事業補助金
	企画調整費	110	「佐久市いじめから子どもを守る条例」の規定によるいじめ問題再調査委員会設置に係る経費
	情報化推進事業費	22,296	マイナポイント申込期限が9月末に延長されたことに伴うマイナポイント設定支援等に係る経費の増額
○民生費	社会福祉事務費	102	寄附金採納に伴う福祉基金積立金
	障害者虐待防止対策支援事業費	2,091	障害者支援施設臼田学園における不適切事案及び改善措置を検証する第三者委員会の運営経費
	老人福祉施設事業費	2,500	シルバーランドみついの排水樹の老朽化に伴い、地下ピットへ流入した汚水等の処理経費
	児童保育事業費	700	私立保育所等が所有する通園バスへの置き去り防止安全装置設置に対する補助金
	生活保護措置費	7,506	生活保護基準の見直し等に係るシステム改修経費及び生活扶助費の増額
	中国残留邦人生活支援事業費	1,496	生活保護基準の見直しに係るシステム改修経費
○衛生費	母子保健指導事業費	4,950	低所得の妊婦の初回産科受診料の助成、産後ケア利用者負担金減免及び新生児聴覚検査費用の助成に係る経費

令和5年度一般会計補正予算（第3号）（案）

主な補正内容

(単位：千円)

款	補 正 内 容	補正額	説 明
○農林水産業費	担い手支援事業費	3,250	交付対象者の変更に伴う新規就農者育成総合対策資金の増額
	農業生産振興事業費	20,670	物価高騰の影響が続く畜産業者及び水産業者が購入する配合飼料の価格高騰分に対する補助金
	農業用施設整備単独事業費	5,000	県補助内示に伴う田口用水改修経費
	農業環境整備事業費	51,319	県補助内示に伴う横根赤岩地区に係る隧道改修計画策定経費及び農業用施設改修等に係る土地改良区等への負担金の増額
	林道橋りょう長寿命化事業費	6,000	県補助内示に伴い5年毎に実施する林道の橋りょう点検に係る経費
○商工費	デジタルクーポン発行助成事業費	362,000	物価高騰等の影響を受けた地域経済の活性化を図るためのデジタルクーポン発行事業に係る補助金
	産業立地推進事業費	17,725	産業立地応援プランの補助対象事業者の増加に伴う工場等用地取得・設置事業補助金及び空き工場等活用事業補助金の増額
	観光宣伝事業費	4,000	寄附金採納に伴う佐久市×北斗の拳40周年特別企画負担金の増額
○土木費	河川等土砂搬出場整備事業費	81,300	県の河川堆積土砂浚渫計画変更に伴う土砂搬入量の増加に係る経費及び場内補償物件の確定に伴う物件等補償料の増額
	都市構造再編集中支援事業費	19,000	基本設計の確定に伴う中込地区中央グリーンモール再整備実施設計に係る設計等委託料

令和5年度一般会計補正予算（第3号）（案）

主な補正内容

(単位：千円)

款	補正内容	補正額	説明
○土木費	公園管理事業費	9,100	市民交流ひろば複合遊具交換修繕及びその財源確保ためのクラウドファンディングに係る経費
	都市公園セーフティリニューアル事業費	7,500	国補助内示に伴う公園遊具等更新工事費
○教育費	小学校遠距離通学対策事業費	2,200	スクールバスへの置き去り防止安全装置設置のための委託料の増額
	小学校情報教育推進事業費	159,000	国補助内示に伴う市立小・中学校に大型提示装置を設置するための経費
	中学校情報教育推進事業費	87,000	
	人材育成事業費	1,725	燃料費高騰及び航路変更に伴う中学生海外研修に係る人材育成事業委託料の増額
	文化財保護事業費	1,238	県補助内示に伴う県指定県宝「貞祥寺山門」の茅葺屋根修繕に係る文化財保護事業補助金
	史跡龍岡城跡保存整備・大給恒顕彰事業費	17,764	国県補助内示に伴う龍岡城跡の石垣カルテ作成及び堀浚渫工事に係る経費
	美術館管理運営事業費	3,990	館内救護室の空調設備からの漏水等による施設・設備の破損に伴う改修に係る経費
	体育総務事務費	8,000	スポーツ振興くじ助成金内示に伴う佐久平ハーフマラソンに係る負担金の増額

第 2 表 地 方 債 補 正

(一般会計)

1 変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額	内 容
公 共 事 業 等	603,000	631,800	起債対象事業費の変更による増額
一般補助施設整備等事業	5,500	17,100	起債対象事業費の変更による増額
緊 急 渚 濑 推 進 事 業	289,500	360,400	起債対象事業費の変更による増額

令和5年度特別会計補正予算(案)

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

議案番号	会計名	補正号数	補正前の額	補正額	計	説明
第67号	障害者支援施設 臼田学園特別会計	第1号	196,842	1,200	198,042	利用者の安全を確保し、家族の安心を図るため、施設内に見守りカメラを設置するための経費